
経済統合における
共通的な知的財産権保護・執行制度に関する研究
Study on Common Systems for the Protection and Enforcement of Intellectual Property
in Regional Economic Integration

H28助人8

代表研究者	鈴木 将 文	名古屋大学 大学院法学研究科 教授
	Masabumi Suzuki	Professor, Graduate School of Law, Nagoya University
共同研究者	横 溝 大	名古屋大学 大学院法学研究科 教授
	Dai Yokomizo	Professor, Graduate School of Law, Nagoya University
共同研究者	吉 政 知 広	京都大学 大学院法学研究科 教授
	Tomohiro Yoshimasa	Professor, Graduate School of Law, Kyoto University
共同研究者	ジョルジョ・ファビオ・コロombo	名古屋大学 大学院法学研究科 准教授
	Giorgio Fabio Colombo	Associate Professor, Graduate School of Law, Nagoya University
共同研究者	長 岡 貞 男	東京経済大学 経済学部 教授
	Sadao Nagaoka	Professor, Faculty of Economics, Tokyo Keizai University

This research dealt with the issues related to common systems for the protection and enforcement of intellectual property (IP) in regional economic integration. A “common system” means a system which grants IP rights with legal effects covering territories of several member countries. The recently agreed Unitary Patent system (with the Unified Patent Court system) in EU is an example of such a system.

First, we analyzed recent trends of activities for international frameworks of IP protection. We recognized 1) increasing difficulties in establishing multilateral frameworks, and active use of bilateral or plurilateral economic agreements as tools to agree on international rules for IP protection, 2) expansion and deepening of IP protection, 3) effects from other public policy issues, and 4) increasing non-transparency in the negotiation processes.

Second, we analyzed the significance and problems of common systems under such circumstances described above. As to the significance, we can point out the great advantages for users (including multinational business entities) of the IP system, and for implementing countries. As for problems, the discrepancies of systems, levels of economic development, culture, religion, and language pose difficult issues to be resolved. How to ensure coherent enforcement is also a hard problem to be tackled.

Third, we did a survey of the Unitary Patent system and the Unified Patent Court system in EU, and recent development in the convergence of IP systems in ASEAN.

Lastly, we foresaw the importance of continuing and expanding study of this topic for Japan, and designed a plan for future research.

研究目的

本研究の目的は、TPP（環太平洋パートナーシップ）、TTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）等、いわゆるメガFTAに向けた動きが進展する中、従来基本的に国単位であった知的財産制度を、地域単位の制度として再構築するニーズが高まることが予想されるとの問題意識のもとで、複数国間の共通知的財産制度に関する理論的・実証的課題を探究することである。

具体的研究内容は、主として特許制度に関し、かつ、アジア域内で共通制度を構築することを想定しつつ、(1) 経済発展の程度が異なる国々のイノベーションに資する共通制度として、いかなるものが望ましいのか、(2) 権利のエンフォースメント（特に民事救済措置）について、いかなる共通ないし整合的な制度が可能かを、知的財産法、国際私法、民法、比較法及び経済学の観点から学際的に検討する。その際、先進的事例として、EUで実現間近である統一的な特許制度及び特許裁判制度、並びに、アジア域内で先行的に経済統合が進みつつあるASEANにおける知的財産制度の調和の動きを把握し、それらを参照する。

概 要

近年の知的財産関連の国際的規範形成の特徴として、第一に、知的財産制度のみを扱う多数国間条約の交渉・制定が困難化した一方、二国間又は複数国間における貿易ないし経済関連事項を広範に対象とする自由貿易協定（FTA）又は経済連携協定（EPA）の締結が活発化し、その中で知的財産に関する事項も盛り込まれる傾向が強まったこと、第二に、規範の内容につき、知的財産保護の方向で強化さ

れ、かつ深化してきていること、第三に、知的財産制度が直接目的とする政策課題（経済政策、文化政策）と異なる分野の、例えば公衆衛生や環境等の公共的課題と知的財産制度の関係が深まっており、この傾向が様々な面で知的財産分野の国際的規範形成に影響を与えていること、第四に、条約交渉手続のあり方につき、知的財産制度関連の多数国間交渉は比較的高い透明性が高いのに対し、FTA・EPAの交渉では途中過程が原則開示されないことから、交渉過程の透明性を欠く傾向にあり、このことは、知的財産制度に係る利害関係者の範囲が拡大しているため、一層問題となる可能性があることを指摘できる。

そのような中、今後の国際的な知的財産制度の構築の方向性の一つとして、国ごとでなく、複数国での共通制度の構築に向けた動きが活発化する可能性がある。共通知的財産制度は、主権国家を超えた地域全体に効力が及ぶ権利の設定を認めるもので、各国単位の制度とは抜本的に異なる制度である。すでにEU、アフリカ、中東等において、複数国で単一の制度を共有する共通知的財産制度が導入ないし検討されている。かかる共通制度は、一見、上に指摘した二国間・複数国による規範形成の問題点をそのまま抱えているとも思われる。しかし、知的財産制度に焦点を当てつつ、透明性の高いプロセスで交渉を行うことにより（他の分野と切り離して交渉を行うことにより、透明性を確保しやすくなると思われる。）、上記の問題のうちの規範形成過程に係る問題は解消できようし、共通制度と各国単独の制度の並立を認めることにより、各国の主権を損なうという問題もある程度低減できると思われる。共通知的財産制度につき、特許制度を例として、その意義を挙げれば以下のとおりである。

共通知的財産制度の意義としては、第一に、制度のユーザーにとってのメリットを指摘できる。すなわち、特許制度の主要ユーザーはグローバルな事業活動を行っている企業であり、特に生産地及び市場としてアジア諸国の重要性が高まる中で、関係国ごとに知的財産権を取得するコストや国ごとに制度が異なる問題を避ける必要性を益々強く認識し、共通的制度への要請が高まることが予想される。

第二に、制度を運営する国にとってのメリットを指摘できる。すなわち、各国ごとに審査、登録などの制度を構築し、運営するよりも、共通的制度とした方が、関係各国のコストを削減でき、また、審査の質も上がる可能性がある。また、経済規模が小さな国や発展途上国・低開発国にとっては、各国単位の制度を持つことがそもそも困難で、共通的制度こそが現実的な方策であるということも考えられる。

他方、共通知的財産制度（特許を例とする）の課題としては、第一に、当然ながら、制度の実体的内容に関し、各国ごとの条件・事情の違いをどのように調整して統一的な制度を作るかという大きな問題がある。特許制度の大枠については、パリ条約、TRIPS協定等による国際的な基準があるものの、制度の細部は各国ごとに差異があるのが現状である。例えば、特許付与の要件は、各国の産業構造、技術水準、文化的・宗教的考え方を反映して、様々な差異がある。

第二に、権利の有効性判断や執行（エンフォースメント）の確保をどうするかという問題も重要である。仮に、複数国で当然に効力が認められる特許権を認めることとなった場合、その有効性や侵害について各国裁判所がばらばらに判断したのでは、制度の整合的な運用ができず、共通的制度の利点を生かし切れないことになる。この点、EUは、単一効特許制

度の創設に伴い、統一特許裁判所制度も設立することとしている。もちろん、後者は、市場・法制度の統合に向けた長年の取組みを背景にして初めて可能となった制度といえようが、長期的視点に立ち、かつ、裁判のみならず他の紛争解決制度（仲裁等）も視野に入れて、有効性や侵害に係る判断の仕組みを検討する必要がある。

第三に、制度・運用の基礎となる言語の問題がある。知的財産制度の中でもとりわけ特許制度は、クレームや明細書の文言が極めて重要な意義を持つため、言語の選択が問題となる。

本研究では、以上のような総論的検討のもと、さらにEUの単一効特許制度・統一特許裁判所制度、ASEANにおける知的財産制度の調和・統合の動向について調査検討を行った。

－以下割愛－